

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28. 5. 18 第 190 回国会第 18 号

5 月 18 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・塩崎厚生労働大臣、盛山法務副大臣、とかしき厚生労働副大臣、田所法務大臣政務官、黄川田外務大臣政務官、堂故文部科学大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・初鹿明博君外 1 名（民進）提出の修正案について、提出者郡和子君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案に対し、高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－民進、共産 反対－自民、公明、おおさか）
- ・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民進、公明、共産、おおさか）

（質疑者及び主な質疑内容）

比 嘉 奈津美君（自民）

- ・本法律案には児童の権利擁護の明確化が盛り込まれ、画期的な改正であると考えますが、その趣旨及び考え方を伺いたい。
- ・妊産婦に対する母子保健施策を通じた児童虐待の発生予防の具体策を伺いたい。
- ・虐待を行った親に対し、親子関係の再構築をどのように指導しているのか。

中 野 洋 昌君（公明）

- ・全ての市町村に子育て世代包括支援センターを設置する意義を伺いたい。また、望まない妊娠に対する相談支援体制や特別養子縁組の推進に向けた体制の確立に向けた取組を伺いたい。
- ・全ての中核市が児童相談所を設置できるよう、国や都道府県が人材確保等の支援策を講ずるべきではないか。
- ・民法の規定による親権者の懲戒権には子どもへの体罰も含まれるのか確認したい。

初 鹿 明 博君（民進）

- ・歯科医師が児童虐待の早期発見に貢献していることを踏まえ、歯科医師を明記するよう法案を修正すべきではないか。

- ・国連児童の権利委員会は体罰を法律により明示的に禁止することを強く勧告しており、法務省は、懲戒権の行使には体罰も含まれるとする見解を撤回すべきではないか。
- ・自立援助ホームの対象年齢の拡大について、就学している者に限らず、就労していても経済的に自立していない者も対象にすべきではないか。

阿 部 知 子君（民進）

- ・若年妊娠などの予期せぬ妊娠をした妊婦に対する支援を児童福祉法に位置付ける必要があるのではないか。
- ・児童相談所がその管轄を越えて養子縁組に係る情報を共有するなど児童相談所間で連携していくことが必要ではないか。
- ・諸外国の制度を参考に、全ての子どもの死因を究明する仕組みを設ける必要があるのではないか。

中 根 康 浩君（民進）

- ・児童虐待の防止を目的とする今回の法改正において、児童の健やかな育成について保護者が第一義的責任を負うとする規定を敢えて新設した意図は何か。
- ・いわゆる「麻薬Gメン」に相当する「虐待Gメン」を創設して、あらゆる虐待に強力な権限で対処できるようにすべきではないか。
- ・母子家庭の女性の同居男性が子どもを虐待している場合、児童相談所は一般的にどのように対応するのか。

井坂信彦君（民進）

- ・児童養護施設の退所児童に施設職員が月に1回程度電話で状況確認等を行うことを以前の本委員会にて提案したが、検討状況を伺いたい。
- ・自立援助ホームの対象年齢の拡大については、浪人や留年などの可能性も考慮すべきではないか。
- ・里親委託が進めば、逆に施設には虐待や障害など里親では対応が難しい児童の割合が増えると見込まれるので、個別対応や心理療法担当の職員の配置を増やすべきではないか。

重徳和彦君（民進）

- ・要保護児童対策調整機関に配置される専門職については、より質を担保できる資格を要件として規定すべきではないか。
- ・児童虐待対応における家庭裁判所の役割を強化し、保護者へ直接指導を行うなど積極的に関与できるようにすべきではないか。
- ・被虐待児童への二次的被害を防止するために昨年10月に通知が発出された児童相談所、警察、検察の三者による協同面接の実施状況を伺いたい。

岡本充功君（民進）

- ・児童虐待の早期発見のため、学校、医療機関や地域社会で把握すべき虐待の端緒について国が調査研究を行い、示していくべきではないか。

- ・健診を受診しておらず保育所等に通っていない3歳から6歳までの所在が不明となっている児童を国が調査して、実態を把握すべきではないか。
- ・望まない妊娠の実態を把握し、その類型ごとに適切な対応を行うよう取組を強化すべきではないか。

堀内照文君（共産）

- ・市町村の児童家庭相談業務の窓口について、現場の実態を把握した上で適切に体制整備を行うべきではないか。
- ・児童福祉司の負担軽減に資するよう、児童相談所の実態を踏まえて更なる増員を行うとともに、スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）についても、児童福祉司とは別の配置基準を設けるべきではないか。
- ・本法律案施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方等の検討を行うこととされているが、検討に当たっては、現場の意見をよく聞き、検討を進めるべきではないか。

浦野靖人君（おおさか）

- ・中核市では、現行制度でも児童相談所を設置できるにもかかわらず、設置する自治体は増えてこなかったが、その理由は何か。
- ・予算が措置されたにもかかわらず子育て世代包括支援センターの設置数が予定を下回ったのは、何が原因と考えられるのか。
- ・児童虐待の通告・相談窓口は、本来は児童相談所が担うべきであると考えますが、窓口一元化に対する現在の検討状況はどうなっているのか。